

ゼロカーボンシティ実現に向けた市の環境率先行動基本方針

本市では、現在、第4次小牧市環境率先行動計画（2019—2023年度）に基づき、市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出を抑制する取り組みを進めており、令和3年6月にはカーボンニュートラルの実現に向け、「ゼロカーボンシティ」を表明したところである。

また、国においては、令和3年10月に「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）」を閣議決定し、目標の達成に向けて最大限努力することとしている。

このような状況下から、本市においても、これまで以上に地球温暖化対策を推進する必要があるため、政府実行計画に基づいた下記の取り組みを行うこととする。

記

1 太陽光発電設備の最大限導入

設置可能な公共施設（敷地を含む。）には、太陽光発電設備を最大限導入する。また、新築する建築物については、太陽光発電設備を最大限導入することを徹底する。導入にあたっては、必要に応じ、P P Aモデル^{※1}等の活用も検討する。

2 公共施設のLED化の推進

公共施設の新築・改修時には、LED照明の導入を基本とするとともに、既存の公共施設においても、計画的にLED照明への更新を行う。

3 公用車への電動車^{※2}の導入

代替可能な電動車がない場合等を除き、公用車の新規導入・更新については、積極的に電動車を導入する。

4 公共施設のZ E B化の推進

今後予定する新築事業については、原則Z E B^{※3}基準とする。

5 再生可能エネルギー電力調達^{※4}の推進

公共施設で使用する電力は積極的に再生可能エネルギー電力^{※4}を調達する。

- ※1 P P Aモデル：事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電設備等は無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料をP P A事業者を支払うビジネスモデルをいう。
- ※2 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車をいう。
- ※3 Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことをいう。50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①「Z E B」（100%以上削減）、②「N e a r l y Z E B」（75%以上100%未満削減）、③「Z E B R e a d y」（再生可能エネルギー導入なし）といい、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④「Z E B O r i e n t e d」という。
- ※4 再生可能エネルギー電力：太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなどの自然エネルギーで発電した電力のことをいう。
-

<参考：政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）>

- 1 計画期間 2030年度まで
- 2 温室効果ガス排出量に関する目標
2030年度までに2013年度対比50%削減
- 3 取り組み内容（抜粋）
 - (1) 太陽光発電の最大限導入
2030年までに設置可能な建築物（敷地含む）の50%以上に設置を目指す。
 - (2) L E D照明の導入
既存設備を含めて2030年度までにすべてL E D照明とする。
 - (3) 電動車の導入
代替可能な電動車がない場合を除き、新規購入・更新については2022年度以降すべて電動車とし、使用する公用車全体でも2030年度までにすべて電動車とする。
 - (4) 建築物における省エネルギー対策の徹底
今後予定する建築物は原則Z E B O r i e n t e d以上とし、2030年度までに新築建築別平均でZ E B R e a d y相当となることを目指す。
 - (5) 再生可能エネルギー電力調達の推進
2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。